

令和7年度 特別養護老人ホーム設置の手引き改正事項

該当部分 ページ・番号等	改正内容
目次	・「埼玉県産木材の利用促進について」を追加
P 5	・（１）整備の相談：設計業者やコンサルタントに任せるのではなく、事業実施者自らが事業の実施についてよく検討することを追記 【相談に当たって留意すべき事項】エ：その後の対応について、設計業者やコンサルタントから直接、県福祉事務所へ相談することは控えることを追記
P 2 2	・【施設設立計画書を作成します】：オ 介護職員等職員確保計画は、具体的な採用計画すること カ 資金計画は、建築時の価格を見込んだ計画にすること キ 建築工期の設定については、余裕を持ったスケジュールにすることを追記
P 3 0	・（５）談合の防止等について：施設整備に係る補助金が交付された事業については、事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄附金等（共同募金会に対する指定寄附金を除く。）の資金提供を受けてはならないことを追記
P 4 3	・（１）市町村との調整：調整にあたっては、設計会社やコンサルタントに任せるのではなく、事業者が自ら行うことを追記
P 4 5	・（４）特別養護老人ホームのホテルコスト（月額）：ユニット型居住費及び従来型多床室居住費を更新
P 4 7	・特別養護老人ホームの要介護度及び特別養護老人ホームの人件費について老人福祉施設台帳最新版（R6.4.1）に基づく数字に修正
P 6 2～6 3	法人履歴事項全部証明書に修正
P 7 9	・施設運営収支計画表（短期）（様式第3号－4）：単位の追加
P 9 7～1 0 8	・社会福祉施設整備費補助に係る工事請負等契約手続基準及び社会福祉施設整備費補助に係る工事請負等契約手続指導事項を更新
P 1 3 2、1 3 3	・県費補助単価：特別養護老人ホーム等整備事業費県費補助金交付要綱の改正後の金額を反映 ・建設コスト：令和5～6年度の入札実績に基づく数字に修正

その他、軽微な修正（時点修正やページの調整等）